別表第1号の次に次の1表を加える。

別表第二号（第2条第5項、第3条第2項及び第7条第2項関係）

経歴書

（ふりがな）
1　氏名
2　生年月日
3　現住所
4　経歴

期間	勤務先並びに職務内容又は業務内容
自　年　月　日 至　年　月　日	

長辺

短辺

上記のとおり相違ありません。

年　月　日

氏名　　印

注　不要の文字は、抹消すること。

（日本工業規格A列4番）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

（経過措置）

2　登録検査等事業者等の登録申請書の様式は、この省令による改正後の別表第一号の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。この場合においては、改正後の別表第一号の注6に掲げる内容を別紙に記載して添付又は改正前の別表第一号の様式の余白に記載すること。

3　法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す書類の様式は、この省令による改正後の別表第三号の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

4　点検結果通知書の様式は、この省令による改正後の別表第八号の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

5　この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。

○総務省令第七十六号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第1号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第二項第二号及び同条第四項第二号中「電気通信役務利用放送」を「一般放送」に改める。

第二百七十七条第六号、第二百九十七条第二号及び第三百六条第七号中「無線設備等の」の下に「検査又は」を加える。

附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

○総務省令第七十七号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七十一条の二の規定に基づき、特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の一部を改正する省令

特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成十三年総務省令第百四号）の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「放送事業者」を「基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者」に改める。

第四条第三十四号中「の無線設備が適合している技術基準」を「に係る電気通信設備」に、「平成十五年総務省令第二十六号」を「平成二十三年総務省令第八十七号」に改め、同条第三十五号中「の無線設備が適合している技術基準」を「に係る電気通信設備」に改める。

第五条第一項第一号及び第六条の二第三号中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に改める。

附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

○総務省令第七十八号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則の一部を改正する省令

電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則（平成十三年総務省令第百五十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電気通信紛争処理委員会事務局組織規則

第一項中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。

第二項中「又は電波の利用」を「、電波の利用又は放送の業務」に改める。

附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

○総務省令第七十九号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、及び電気通信事業紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）第五条から第十条まで、第十四条及び第十五条の規定に基づき、電気通信事業紛争処理委員会手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博